

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、調剤薬局事業及びコスメ&ドラッグストア事業を主として展開しており、いずれも人々の健康を担う性質上コンプライアンスを最重視した健全かつ透明な事業活動を継続することが、不可欠と認識しております。

これらを実現する体制として、当社は、監査役制度を採用しており、経営上重要な意思決定及び業務執行のほか、経営全般に対する監督機能を発揮しております。

また、社長直轄の内部監査室は、実地監査を通じて関係法令及び社内諸規則・ルールの遵守を徹底しております。

上記のほか、企業倫理及び法令遵守体制を経営陣はもとより全社員に広く浸透、定着させるための、全取締役、監査役及び顧問弁護士によるコンプライアンス委員会や、CSR・ESG活動の更なる強化を図っていくための、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1 - 4】

当社が行う事業に関連する業務提携、取引の維持・強化等の相乗効果が期待される銘柄、地域社会との関係維持に必要な銘柄を対象に保有しております。

なお、政策保有株式の総額は、連結貸借対照表計上額の総資産の5%以下を維持する範囲内での保有を基本とし、超えた場合は、速やかに売却等の検討を行うことを基本的な方針としております。

また、取締役会にて、その株式の政策保有についての保有目的の妥当性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、他に有効な資金活用はないかを検証した上で保有の継続または売却等による縮減を判断することとしてまいります。

政策保有株式に係る議決権行使については、画一的に賛否を判断せず、投資先との対話を重視し、将来にわたる企業価値向上、株主還元向上などの観点から、議案ごとに検討し判断しております。

#### 【原則1 - 7】

当社は取締役との間で取引を行う場合は、取締役会の承認を要する旨を取締役会規則に定めております。また、当社グループ役員による利益相反取引を把握すべく、当社グループ役員及びその関係者と当社グループとの間の取引の有無と内容を定期的に役員各々に確認しております。

#### 【原則2 - 6】

当社では、年金資産の運用に関して人事部が担当し、財務会計の高度な専門知識を持った経理部員と連携しながら年金資産の運用の適正化を図り、年金運営全般の健全性を確認しております。また、担当職員は年金資産に関連した各種セミナーに参加することで資質の向上を図っております。

#### 【原則3 - 1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

会社の目指すところや中長期的な経営戦略を、当社ホームページ及び決算説明会資料に掲載しております。

グループ理念: <https://www.ainj.co.jp/about/principle.html>

決算説明会資料: <https://www.ainj.co.jp/ir/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書I-1. 基本的な考え方に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針・手続

報酬は、月額報酬と賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。

月額報酬は役位、職責、在任年数、従業員とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績等を総合的に勘案の上、決定するものとし、賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、決定しております。当社は、個人別の取締役の報酬決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、過半数の委員を独立社外役員で構成する指名・報酬等諮問委員会を設置しており、個人別の取締役の報酬等に関する事項は、上記方針に基づき、指名・報酬等諮問委員会で報酬の種類及び金額の範囲を決定の上、個別の報酬金額については代表取締役社長に一任する旨を取締役会で決議しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施出来ること、ならびに各個人として人望があり、法令および企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選解任・指名しております。

また、取締役選解任に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、過半数の委員を独立社外役員で構成する指名・報酬等諮問委員会を設置しており、取締役の選解任に際しては、指名・報酬等諮問委員会の審議を経ることとしております。

監査役候補については財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に指名しております。

上記方針に基づき、社長が提案し、取締役会で決議しております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明  
 役員を選解任や役員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名理由を株主招集通知等で開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、「取締役会規則」その他の社内規定を整備し、取締役会自身が判断すべき事項と経営陣が判断・決定すべき事項を明確化しております。

重要な業務執行以外については、その取引の規模や性質などに鑑み、社内規定に定めたとうえで、経営陣に権限を付与しております。

【原則4 - 9】

取締役会は、独立社外取締役の選任に当たり、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。金融商品取引所の定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役会は、取締役の選任について、会社の各機能と各事業部をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めております。

なお、社外取締役を含め取締役12名を選任しており、的確かつ迅速な意思決定のためには適切な規模と考えております。

方針・手続については、「原則3 - 1(4)」に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

事業報告(定時株主総会招集通知)「会社役員の状態」および有価証券報告書「役員の状態」において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会は、取締役会の実効性を高めるために、年に1回、取締役及び監査役を対象に5段階評価(5:できている、4:概ねできている、3:普通、2:ややできていない、1:できていない)の質問票にて、17項目について、自己評価を実施しております。2021年4月期の評価については、質問票の各項目で、社内取締役、社外取締役、監査役ともに「3:普通」以上の評価点となっており、当社取締役会において、実効性は概ね確保できていると分析・評価しております。しかしながら、業界環境等の周辺情報に加え、中長期戦略、コンプライアンス上の課題についての説明等さらなる議論の充実が期待されていることを課題として認識しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役および監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たし、当社の事業、財務、組織等を熟知した人物を選任するとともに、継続的に研修の機会を設けております。

取締役については、会社法および時々の情勢に適した内容で社内外講師による講習会を受講し、また社外セミナーに参加する機会を設け、法的知識の習得および取締役の役割と責任の理解促進に努めております。

監査役については、社内外の講師による講習会を受講し、また社外セミナーに参加する機会を設け、必要知識の習得および役割と責任の理解促進に努めております。

なお、それらの費用については、当社にて負担することになっております。

【原則5 - 1】

株主・投資家の皆様との対話については、IR担当役員及び経営企画室が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を実施しております。対話をサポートする社内の関連部署は、建設的な対話の実現に向け、対話の機会のプランニングや必要な情報の共有など、連携を取りながら対応できる体制を整えております。

対話の手段として、代表取締役および関係する役員が説明を行う投資家向け決算説明会の実施に加え、個人投資家向け説明会に参加しております。そのような機会を通じて得た、株主・投資家の皆様からの意見・要望などを基に、対話の機会のさらなる充実を図っております。

対話において把握した皆様の意見・要望などについては、必要に応じ経営陣および関連部門へフィードバックし、情報の共有を行っております。

決算発表前の期間は、サイレント期間として株主・投資家の皆様との対話を制限するとともに、社内の情報管理の徹底を図っております。また、社内にインサイダー情報が発生する際には、当該インサイダー情報の管理を行い、情報管理の徹底を図っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大谷喜一	3,238,400	9.14
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	2,750,000	7.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,215,500	6.25
株式会社北洋銀行	1,758,800	4.96
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口	1,594,500	4.50
株式会社北海道銀行	1,472,000	4.15
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,275,800	3.60
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	776,046	2.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	661,375	1.86
農林中央金庫	600,000	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

2020年12月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、スブラウスグループ・インベストメント・マネジメント・リミテッドが2020年12月11日現在で2,154千株(株式保有割合 6.08%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

2021年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者5社が2021年3月29日現在で2,495千株(株式保有割合 7.04%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	4月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社会社に対しては、取締役、監査役を派遣し取締役会等を通じて経営上の意思決定に関与しております。  
また、当社の内部監査室、監査役及び会計監査人による実地監査を通じて、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森洸	他の会社の出身者													
濱田康行	その他													
遠藤典子	他の会社の出身者													
伊藤順朗	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

森洸		<p>当社の大株主である「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口」に拠出する丸紅株式会社出身であり、当社と保険契約等の取引のある丸紅セーフネット株式会社出身であります。</p>	<p>大手商社の経営者としての幅広い知識、経験等を当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営全般に活かしていただくために社外取締役に選任いたしました。</p> <p>なお、当社と当該会社間には保険契約取引がありますが、その取引高は僅少であり、相互依存度は低いことから影響がないと判断しています。その他にも、同氏について、当社経営陣との間で独立性が疑われるような属性等はありません。また、2012年7月より当社の社外取締役として、主に客観的な立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきており、今後も一般株主との利益相反が生じることは想定されないことから、独立役員として指定いたしました。</p>
濱田康行		<p>国立大学法人北海道大学の名誉教授であります。</p>	<p>学識経験者としての、特に経済・金融分野における専門的知識・経験等を当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営全般に活かしていただくために社外取締役に選任いたしました。</p> <p>なお、当社は当該大学に対し、寄付を行った実績がありますが、その用途は限定的であり、同氏の研究活動との直接関連するものではないことから影響がないと判断しています。その他にも、同氏について、当社経営陣との間で独立性が疑われるような属性等はありません。また、2015年7月より当社の社外取締役として、主に客観的な立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきており、今後においても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
遠藤典子		<p>2018年5月まで、当社顧問をしておりました。</p>	<p>経済誌編集及び公共政策研究による豊富な知見・経験に加え、国内外の市場調査に関する知識等を当社取締役会等における発言、業務のモニタリング等により、当社経営全般に活かしていただくことを期待し、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>なお、同氏は当社と顧問契約を締結しておりましたが、2018年5月末をもって顧問契約は終了しており、相互依存度は低く影響がないと判断しております。その他にも、同氏について、当社経営陣との間で独立性が疑われるような属性等はありません。</p> <p>また、2018年7月より当社の社外取締役として、主に客観的な立場による取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきており、今後においても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
伊藤順朗		<p>2009年5月より、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングスの取締役であります。</p>	<p>大手小売業の取締役として、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関する幅広い知見を有していることに加え、企業体におけるグループ関係会社管掌としての経験等を当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営全般に活かしていただくことを期待し、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>なお、当社子会社と当該子会社間には賃貸借取引がありますが、その取引高は僅少であり、相互依存度は低いことから影響がないと判断しています。その他にも、同氏について、当社経営陣との間で独立性が疑われるような属性等はありません。</p> <p>今後においても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

#### 補足説明

指名・報酬等諮問委員会は、取締役会の決議によって委員を選任し、その半数以上は独立役員により構成することとしております。なお、上記のその他1名は、社外監査役であります。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、会計監査毎に意見交換を行い、法令、定款及び会計面に係る監査役監査の精度の向上に努めております。また、会計監査人と監査役は当社子会社に対する監査結果について意見交換するなど、相互の連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
居林彬	他の会社の出身者													
村松修	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

居林彬	2009年6月まで当社の主要取引銀行である株式会社北海道銀行の監査役でありました。	金融機関における専門的知識、他社監査役としての経験等を当社取締役会、監査役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社内部統制に活かしていただくことを期待し、選任したものであります。なお、当社は当該金融機関からの借入がありますが、同氏は同行退行からすでに10年超が経過していることから、影響がないと判断しております。その他にも、同氏について、当社経営陣との間で独立性が疑われるような属性等はありません。今後においても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
村松修	2007年10月まで当社の主幹事証券会社である野村證券株式会社の業務執行者でありました。	大手証券における専門的知識・経験等を当社取締役会、監査役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社内部統制に活かしていただくことを期待し、社外監査役に選任いたしました。なお、当該会社は当社の主幹事証券会社であり、当社は同社に取引口座を開設しておりますが、その取引高は僅少であり、相互依存度は低いことから影響がないと判断しています。その他にも、同氏について、当社経営陣との間で独立性が疑われるような属性等はありません。今後においても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書・事業報告に、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2013年7月30日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役50百万円以内とし、使用人分給与は含まない。)と決議され、当該限度内で事業成績、経済情勢等を総合的に勘案のうえ、取締役会の決議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤の取締役又は監査役が担当し、事前の情報通知等の事務局は、総務部が担当しております。  
このほか、業務の内容により、管理部門の職員が必要な事務の補助を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 業務執行に係る事項

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を明確に分離するため、執行役員制度を採用しており、取締役会の活性化及び業務執行の機動性向上を図っております。上記のほか、実務面におけるモニタリング機能として、定期的に開催される部長以上参加の経営会議において、各部門の業務執行について討議され、事業部間における相互牽制機能を持たせております。

### 2. 監査・監督の機能に係る事項

当社の内部監査室は、本部及び店舗に対して原則年1回以上の業務監査を実施するとともに、子会社に対する監査、子会社の内部監査状況の確認をしております。

また、内部監査資料の監査役への提出及び監査役との協調による実地監査を通じ、内部監査手法及びその効果について適宜協議及び見直しを行い、会計監査時の会計監査人との監査手法等に関する協議連携により、内部監査の実効性を高めております。

内部監査の状況は経営会議に報告され、各事業部と連携のうえ、個別指導及び再監査によりコンプライアンス向上に努めております。

監査役監査は、上記の活動のほか、会計監査毎に会計監査人との意見交換を行い、法令、定款及び会計面に関する監査役監査の精度向上に努めております。また、会計監査人の子会社に対する監査に同行し、機能強化を図っております。

社外監査役は、常勤監査役とともに、監査方針及び監査計画を策定し、経営に係る重要文書の閲覧、計算書類・参考書類の監査、株主総会の提出議案の監査、取締役の業務執行状況の確認を実施し、監査役会での討議を通じて、取締役及び取締役会に助言、提言、勧告を行っております。

経営監督機能においては、積極的な事業の拡大政策を進める上で、常時迅速な意思決定が求められる状況にありますが、定期的に取締役及び常勤監査役が出席する経営会議を実施し、取締役会においては、社外取締役が多角的な見地と適切な助言をもって経営に参画し、重要な意思決定に際しての取締役相互の経営監視が機能するよう努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在当社の重要な意思決定機関である取締役会は12名で構成されており、社外取締役は、会社の重要な意思決定に際し、多角的な立場から適切な助言をもって経営に参画しております。

現在当社では、社外取締役は4名となっており、内部統制及び内部監査担当責任者を内部監査室長としております。内部監査・内部統制担当責任者は、取締役に準ずる立場において、監査役会と連携するとともに、必要に応じ、取締役会へ出席して内部監査・内部統制に関する報告を行う等により、実質的に株主・投資者等からの信頼を確保する体制を維持しております。

また、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を明確に分離するため、執行役員制度を採用しており、取締役会の活性化及び業務執行の機動性向上を図っております。

上記のほか、実務面におけるモニタリング機能として、定期的に開催される部長以上参加の経営会議において、各部門の業務執行について討議され、事業部間における相互牽制機能を持たせております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の日の3週間前に招集通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は4月決算会社であり、株主総会は7月下旬の開催として他社株主総会と重ならないような日程を組んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使手段として、議決権行使ウェブサイト及びスマートフォンを使用したスマート行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年7月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の発送に先立ち、当社ホームページにて英文招集通知(狭義)を掲載いたしました(2021年7月2日)。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに常時掲示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、決算及び中間決算毎に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料等を掲載するほか、直前のアナリスト・機関投資家向け説明会の動画をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が、IRに関する業務を担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アイングループ財務報告基本方針」において、投資者の判断に資するべき情報を適時に開示し、情報開示の透明性及び公正性を確保することとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、医薬分野の研究発展に貢献するため、国立大学に対する寄附講座の設置、共同研究等を行なっております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について次のとおり定めるものとする。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則の定めるところにより、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 当社グループは、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
- (3) 当社グループの役員及び従業員（以下、「役職員」という。）は、グループ行動指針に基づき、法令及び定款等の遵守はもとより、人々の健康に携わる業務に従事していることを常に認識し、良識と倫理観をもった企業活動に努める。
- (4) 当社は、当社グループにおける法令、定款及び社内諸規則に適合した職務の執行及びコンプライアンス向上のため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係るグループ全社の管理を行う。
- (5) 当社グループは、法令違反その他コンプライアンスに係る問題の早期発見、是正を図るため、外部の委託会社へ直接通報できる、「コンプライアンス ホットライン」を整備する。
- (6) 当社グループは、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。
- (7) 監査役は、独立の機関として内部統制システムの構築及び運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査する。
- (8) 内部監査室は、業務執行組織から独立した視点で、当社グループの役職員の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。
- (9) 当社グループは、グループ行動指針において、反社会的勢力とは一切の関係をもたない旨を宣言し、「反社会的勢力対策規程」を定め、警察、顧問弁護士等と連携し組織的に反社会的勢力との関与遮断に取り組む。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」に従い、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧可能な状態で、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」及び「リスクマネジメントガイドライン」を策定し、リスクカテゴリーごとの担当部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (2) 当社は、全社のリスクを統括する部署として総務部リスク管理課を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を統括管理する。
- (3) 当社グループのリスク管理の運用状況は、内部監査室が実地監査において遵守状況及び有効性について検査を行う。
- (4) 当社は、危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社グループの全役職員に周知徹底する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」に従い、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って行う。なお、その運営状況は、内部監査室及び監査役会が点検を行う。
- (2) 当社は、グループの経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の経営目標及び予算配分等を定める。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、企業集団としての業務の適正を確保するため、各子会社に対し「関係会社管理規程」を適用し、子会社における経営上の重要な意思決定事項（発生事実を含む）等について、当社への定期的な報告を義務づける。
- (2) 当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席するグループ経営会議を定期的開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該会議における報告を義務づける。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切な者を任命する。

#### 7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 当社は、前項の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求める。
- (2) 当社は、「監査役監査基準」において、監査役を補助すべき使用人に対する指揮命令権に関して明記する。

#### 8. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - ・取締役は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告する。
  - ・内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告する。
  - ・取締役は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、監査役または使用人に報告を求める。
- (2) 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
  - ・当社グループの役職員は、当社監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・当社グループの役職員は、業務執行の中で会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に報告する。
  - ・内部監査室は、その業務執行を定期的に監査役に報告する。
  - ・内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告する。

#### 9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理等の請求をしたときは、「監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役会が、監査役の職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担する。
- (3) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の遂行のために、監査役が弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携が必要と判断した場合は、これを求める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの行動規範となる「アイングループ行動指針」において、社会常識と正義感をもち、反社会的勢力及びこれに類する組織とは、一切の関係をもたない旨を全従業員に対して宣言するとともに、「反社会的勢力対策規程」による実務的予防対策、暴力追放運動推進センター開催の不当要求防止責任者講習の受講、警察当局、顧問弁護士との緊密な連携により情報収集及び安全確保を図り、総務部が主体となり、組織的に反社会的勢力との関与遮断に対し取り組んでおります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社においては、会社情報の適時開示にあたり、情報開示担当役員である業務サポート管掌代表取締役専務の統括のもと、業務サポート本部と経営企画室が連携し適時開示をしております。

(1) 各担当部門長は、重要情報に該当するおそれのある情報及び事実について、速やかに業務サポート本部長に報告を行い、業務サポート本部長は、当社の重要事実の発生又は決定の可能性について検討します。

(2) 業務サポート本部長は、情報開示担当役員と協議のうえ、適時開示規則等に基づき開示の要否を審査し、会社の重要情報及び開示を要する情報又は事実については、経営企画室及び関係部門等とも綿密かつ迅速な情報交換を行ったうえで、開示準備を進めます。

(3) 社長の開示内容に関する妥当性の最終確認及び取締役会等の決議(一部発生事実に関する事項を除く)ののち、経営企画室が適時開示にかかる手続きを行います。

コーポレート・ガバナンス体制

